

小型船舶安全規則等の一部改正について

平成15年4月
海事局安全基準課

1. 改正の背景

我が国では、これまで、総トン数20トン未満の船舶を「小型船舶」と位置づけ、総トン数20トン以上の船舶の技術基準とは大きく異なる小型船舶向けの技術基準を適用してきました。

近年、マリンレジャーの普及に伴いプレジャーボートが増加するなかで、水上オートバイなど航行に際し身体のバランスを用いて操縦を行う特殊なプレジャーボートや、総トン数20トン以上にもなる大型のプレジャーボートが数多く出現してきました。これらのプレジャーボートでは、従来の技術基準では十分な対応ができない状況が見受けられます。

また、プレジャーボートについては、現在、国際的な技術規格が整備されつつありますが、そのなかでは船の長さ24メートル未満を小型船舶の指標としており、我が国においても、国際規格と整合の取れた基準とすることが求められています。

このため、本年6月に施行される小型船舶の免許制度等を定めた「船舶職員及び小型船舶操縦者法(船舶職員法の一部を改正する法律(平成14年法律第60号))」にあわせ、小型船舶の技術基準の改正を行います。

2. 改正の概要

小型船舶安全規則(昭和49年運輸省令第36号)及び船舶安全法施行規則(昭和38年運輸省令第41号)につき、次のとおり改正を行うことと致します。

(1) 小型船舶の技術基準につき適用範囲を拡大

これまでの総トン数20トン未満の船舶(国際航海旅客船を除く)に加え、総トン数20トン以上であって長さ24メートル未満の大型プレジャーボートについても、小型船舶の技術基準を適用することとします。

(2) 水上オートバイなど特殊なプレジャーボートの技術基準の明確化

水上オートバイなど航行に際し身体のバランスを用いて操縦を行う特殊なプレジャーボートについて、小型船舶の技術基準を新たに省令で規定し、明確化します。

(3) 船舶検査の対象外となる船舶の範囲の拡大

船舶検査の対象外となる、長さが短く小出力の船舶の範囲につき、これまで長さ1.5メートル未満としていたものを、長さ3メートル未満まで拡大します(小出力とはこれまでどおり1.5キロワット/2馬力までとします。)

3. スケジュール

公 布 : 平成15年5月下旬(予定)

施 行 : 平成15年6月1日(予定)